

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県郡山市長

## 公表日

令和7年6月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)により、自立支援給付または地域生活支援事業に関する支給を行う。 ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費に関する事務 ②特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費に関する事務 ③地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費に関する事務 ④計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費に関する事務 ⑤療養介護医療費、基準該当療養介護医療費に関する事務 ⑥補装具費に関する事務 ⑦高額障害福祉サービス等給付費に関する事務 ⑧他の法令による給付との調整に関する事務 ⑨自立支援医療費に関する事務 ⑩障害支援区分認定に関する事務 ⑪地域生活支援事業に関する事務
③システムの名称	障害者自立支援システム 中間サーバー 庁内連携システム 団体内統合宛名システム 保健福祉情報システム(補装具・日常生活用具・更生医療・地域支援サービス・地域活動支援センター)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉サービス受給者及び計画相談支援給付費受給者ファイル、高額障害者福祉サービス受給者ファイル、補装具交付修理情報ファイル、日常生活用具給付貸与情報ファイル、更生医療情報ファイル、地域支援サービス情報ファイル、地域活動支援センター情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表117の項 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年郡山市条例第81号)第4条第1項及び別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155及び161の項 (情報提供) 番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表の144、145及び146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障がい福祉課、保健福祉部保健・感染症課
②所属長の役職名	障がい福祉課長、保健・感染症課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口: 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	<table border="0"> <tr> <td>〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口: 保健福祉部障がい福祉課 電話024-924-2381</td> <td>〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 受付窓口: 保健福祉部保健所保健・感染症課 電話024-924-2163</td> </tr> </table>	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口: 保健福祉部障がい福祉課 電話024-924-2381	〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 受付窓口: 保健福祉部保健所保健・感染症課 電話024-924-2163
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口: 保健福祉部障がい福祉課 電話024-924-2381	〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 受付窓口: 保健福祉部保健所保健・感染症課 電話024-924-2163		
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ] 適用した</span>			
適用した理由			

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 1万人以上10万人未満 ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p> </div> </div>
いつ時点の計数か	令和7年3月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 500人未満 ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p> </div> </div>
いつ時点の計数か	令和7年3月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 発生なし ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p> </div> </div>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、原則申請書によりマイナンバーを取得することとし、情報連携システムでの照会の際は、必ず複数人で照会作業を行い、人為的ミスが発生するリスク回避に努めている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド等を踏まえ、 ・権限設定については、毎年度見直すこととし、人事異動があった際には、登録・削除を行う。 ・保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲や権限の内容を業務に必要な最小限の範囲に限定する。 ・アクセスする権限を有する職員においては、適切にID、PWを管理しており、離席時の端末からのログアウトを徹底することとし、また、システム側においては、一定期間操作がない場合に自動ログアウト機能を実装している。 上記により、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-5	障がい福祉課長 生江 温、地域保健課長	障がい福祉課長、地域保健課長	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	I-7 請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部ソーシャルメディア推進課（市政情報センター） 電話024-924-3511	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広報広報課（市政情報センター） 電話024-924-3511	事後	組織改編のため
令和1年6月27日	I-8 連絡先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：保健福祉部障がい福祉課 電話024-924-2381	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：保健福祉部障がい福祉課 電話024-924-2381  〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 受付窓口：保健福祉部保健所地域保健課 電話024-924-2900	事後	連絡先に保健所地域保健課を追加
令和1年6月27日	IV リスク対策	—	IVリスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月27日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	（情報照会） 番号法 第19条第7号 別表第二の108項、109項、110項 （情報提供） 番号法 第19条第7号 別表第二の10項、27項、56項の2、57項、87項、109項、116項	（情報照会） 番号法 第19条第8号 別表第二の108項、109項、110項 （情報提供） 番号法 第19条第8号 別表第二の16項、27項、56項の2、57項、87項、109項、116項	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	I-5 ①部署	保健福祉部障がい福祉課、保健福祉部地域保健課	保健福祉部障がい福祉課、保健福祉部保健・感染症課	事後	組織改編のため
令和3年9月1日	I-5 ②所属長の役職名	障がい福祉課長、地域保健課長	障がい福祉課長、保健・感染症課長	事後	組織改編のため
令和3年9月1日	I-8 連絡先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：保健福祉部障がい福祉課 電話024-924-2381  〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 受付窓口：保健福祉部保健所地域保健課 電話024-924-2900	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：保健福祉部障がい福祉課 電話024-924-2381  〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 受付窓口：保健福祉部保健所保健・感染症課 電話024-924-2163	事後	組織改編のため
令和3年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	記載時点の統一
令和3年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	記載時点の統一
令和7年6月11日	I-1 ③システムの名称	障害者自立支援システム 中間サーバー 共通基盤システム 団体内統合宛名システム 保健福祉情報システム（補装具・日常生活用具・更生医療・地域支援サービス・地域活動支援センター）	障害者自立支援システム 中間サーバー 庁内連携システム 団体内統合宛名システム 保健福祉情報システム（補装具・日常生活用具・更生医療・地域支援サービス・地域活動支援センター）	事後	見直しに伴う変更
令和7年6月11日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び第2項、別表第1の84の項 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年郡山市条例第81号）第4条第1項、別表第1の3の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表117の項 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年郡山市条例第81号）第4条第1項及び別表第1の3の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月11日	I-4 ②法令上の根拠	（情報照会） 番号法 第19条第8号 別表第二の108項、109項、110項 （情報提供） 番号法 第19条第8号 別表第二の16項、27項、56項の2、57項、87項、109項、116項	（情報照会） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155及び161の項 （情報提供） 番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表の144、145及び146の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月11日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和7年3月28日 時点	事後	見直しに伴い再計算
令和7年6月11日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和7年3月28日 時点	事後	見直しに伴い再計算
令和7年6月11日	IV-8 人手を介在させる作業		新設された評価項目の記載	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年6月11日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		新設された評価項目の記載	事後	新様式に伴う項目追加